# 桂川町監査告示第 5 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同 条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

記

- 1 監査の対象 保険環境課
- 2 監査の実施年月日 平成27年11月16日・17日・18日・19日
- 3 監査の内容 主として平成27年度事務等全般の執行状況
- 4 監査の方法 提出された監査調書の内容を精査するとともに関係 者の説明聴取にて実施
- 5 監査の結果 別紙のとおり

平成27年11月19日

桂川町監査委員 武 井 秀 樹

桂川町監査委員 杉 村 明 彦

#### 定期監査 保険環境課

(実施期間:平成27年11月16日(月)~19日(木))

## ≪指導事項≫

## ○ スズメバチ駆除費補助金交付申請書について

スズメバチ駆除費補助金交付申請書は、駆除対象の写真(全景・営巣駆除前・ 駆除後)の貼付が必要ですが、平成27年8月3日に申請された2件には、申 請者が異なるにもかかわらず同じ写真が貼付されています。申請書に貼付され ている写真を十分確認するとともに、適正な事務処理を行ってください。

また、屋根裏のため写真撮影不可能な場合は、「屋根裏のため、撮影不可 職員立会済」と記入されていますが、立会人の氏名等は記載されていません。

今後は立ち会った職員が確認できるもの(写真もしくは自筆のサイン)が必要と考えます。

## ○ 備品の管理について

保険環境課の備品台帳に平成 11 年 10 月購入の SONY ノートパソコン 2 台 (外 12 点、購入金額 150 万円) の備品カードがあり、税務課収納係が管理と 記載されています。その内、ノートパソコン 1 台は、平成 19 年に税務課収納係から土師保育所に移管され、残りの備品は、同年に税務課が廃棄処分していますが、備品カードの整理がされていません。また、移管されたノートパソコンも、土師保育所で廃棄したとのことですが、備品カードの整理がされておらず、廃棄した時期等は不明です。

今後は、備品の管理及び適正な事務処理に努めていただき、特に、パソコン 等の移管及び廃棄は、個人情報の管理からも厳格に行っていただきたい。